

戸田市立公園指定管理者募集 募集要項の内容等に関する質問及び回答

2026/7/23

No	質問項目	内容	回答	回答日
1	彩湖・道満グリーンパーク管理エリア拡大に伴う管理区分について	指定管理公園一覧や彩湖・道満グリーンパーク管理運営業務特記仕様書には記載がなく、占用範囲図に新たに追加されたエリアにある「日本財団 渚の交番戸田 彩湖BASE」の管理主体はどのように設定されていますか。	「日本財団渚の交番戸田彩湖BASE」につきましては、現行の都市公園85公園の指定管理者である公益財団法人戸田市水と緑の公社が日本財団の助成を受け、公園施設設置管理許可制度により彩湖・道満グリーンパーク内に設置している施設となります。そのため、日本財団からの運営費助成期間につきましては、当該施設の設置管理は継続となり、公益財団法人戸田市水と緑の公社が管理主体となります。	2026/7/23
2	市立公園にある運動場の面積について	施設所有(管理)者賠償責任保険の見積額算出にあたり、運動場の面積を公園ごとに教えてください。	各公園の運動施設面積は以下のとおりです。 彩湖道満グリーンパーク(116,281㎡) 北部公園(15,450㎡) 笹目公園(8,785㎡) 新田公園(8,252㎡) 惣右衛門公園(8,748㎡)	2026/7/23
3	公園修繕や樹木管理作業の負担について	戸田市立公園は、これまで維持管理が適切に行われていると思いますが、次期の指定管理期間中に公園樹木の高木化や根上がりによる剪定作業の増加やベンチやトイレ、遊具などの公園施設の老朽化が進むと公園利用者や近隣住民からの要望を受け、速やかに対応が求められると考えられます。 1)指定管理者受託時点で不具合等と確認された公園施設や樹木管理の対応について、貴市が行う計画を教えてください。 2)業務役割分担では、修繕費が100万円を超えない場合は、指定管理受託者側の負担となりますが、上記の懸念している状況を踏まえ指定管理受託者側の予算ですべてを解消することは非常に難しいと思われます。その費用負担において、修繕費や作業費に不足が生じ、指定管理者の年度収支が赤字となった場合、貴市で予算を補てんする対応は可能ですか 3)また、「緊急を要する等必要と認められる場合は、市と協議の上、100万円以上の修繕を指定管理者が行える」とありますが、その場合の貴市での予算の補てんは可能ですか。	1)新たに指定管理の対象となる63公園の遊具につきましては、遊具点検の結果を踏まえて修繕を行い、不具合等の解消を図ってまいります。また、遊具等の老朽化につきましては、次期指定管理期間中に公園施設等長寿命化計画に基づく「公園塗装修繕」により対応していくことを予定しております。 樹木につきましては、公園内の高木に対し、毎年度「災害予防高木剪定」を実施しており、次期指定管理期間においても継続して実施していく予定としております。 その他につきましては、協議による対応となります。 なお、現行の指定管理分(都市公園85公園)については、現行の指定管理者において適切な維持管理が行われているものと認識しております。 2)指定管理受託時点の不具合については、「1)」で回答したとおりであることから、修繕費や作業費の補てんはありません。 3)緊急性がある場合には、指定管理者において市と協議のうえ100万円以上の修繕を行えることとなっていますが、その場合の費用の補てんは行いません。	2026/7/23
4	通常勤務外のトラブル対応の有無について	1)夜間や年末年始など、指定管理受託者側で通常対応する出勤体制以外で事件、事故等の特別な対応を要する場合、管理事務所開館時間外での対応を求められることはありますか。 2)市からその対応を求められ勤務時間外に発生した出勤及び対応に要する費用負担が要因となり、指定管理者の収支が赤字になった場合、貴市に別途請求することは可能でしょうか	1)公園にかかる事件、事故等にかかる管理事務所開館時間外での対応については、市立公園にかかる指定管理業務の範囲内で実施いただくこととなります。 なお、事件、事故等に限らず、公園を適切に管理する上で必要となる対応についても、市立公園にかかる指定管理業務の範囲内で実施いただくこととなります。 2)上記「1)」のとおり、市立公園にかかる指定管理業務の範囲内となるため、費用を市に請求することはできません。	2026/7/23
5	今後の戸田ヶ原自然再生事業の実施計画について	戸田ヶ原自然再生事業で特記仕様書が提示されてありますが、貴市が進める実施計画は2027年度以降が示されていません。2027年以降の実施計画書が示される時期について教えてください。 また、指定管理者が提案する想定と実施計画が変更となった場合は、協議できるのでしょうか	2027年以降の戸田ヶ原自然再生事業実施計画につきましては、令和9年2月頃の策定を予定しております。そのため、次期指定管理者が現行の戸田ヶ原自然再生事業の計画に基づき提案した内容と新たな計画との間に齟齬が生じた場合には、協議することとなります。	2026/7/23
6	指定管理料変更に関する協議の有無について	1)物価変動について、業務役割分担では協議ができることとなっております。募集要項では、指定管理料の上限額が設定されており、想定されている物価変動の計上も見込まれていることが記載されていますが、その想定を上回る物価変動があった場合は、協議に該当しますが、また協議に該当する場合は、年度ごとに上限額にかかわらず協議できるかご教示ください。 2)余剰金の返還ルールの取り決めがありますが、一方で指定管理受託者側の責めに帰さない天候不良や施設のコンディション不良で利用者が減少し、各公園施設の利用料金収入や駐車場収入、自主事業の営業収入など、事業収入の不足で収支決算が赤字となった場合、貴市からの指定管理料の補てんの見込みはありますか。	1)お見込みのとおり協議に該当いたしますが、年度ごとにつきましては、物価変動等の状況を考慮した上での協議次第となります。 2)自然災害等に起因して長期にわたって収入が減少した場合に限り、補てん等の協議が可能となります。なお、自主事業の営業収入等に係る赤字補てんはありません。	2026/7/23
7	道満河岸つり場の栈橋修繕計画の方向性について	道満河岸つり場の栈橋は、腐食が進行しているように見受けられます。栈橋修繕計画の方向性について教えてください。	道満河岸つり場の栈橋修繕の方向性につきましては、老朽化に伴う腐食具合や施設利用状況等を踏まえ、次期指定管理者と協議していく予定です。	2026/7/23